

【 診療施設（動物病院）開設届について 】

《 H25.3作成 》

- 届出は診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所へ提出して下さい
- **開設届出は診療施設を開設した者が、開設後10日以内に届出なければいけません！**
(獣医療法第3条に規定)
- 必要書類



チェック	必要書類	注 意！
□	診療施設開設届 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の場合、届出者(=開設者)は会社 ○ 法人の場合、印鑑はその法人の印を押印 ○ 法人の場合、開設者の獣医師免許の有無は「無」を選択 ○ 診療施設の名称には、獣医療法第17条(広告の制限)に違反する内容は使用できません
□	診療施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○ できる限り正確な図面(面積が計算できるもの) ○ 劇毒薬、麻薬の保管場所も記入
□	診療施設付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の場所を赤丸等で明確にしておくこと
□	定款	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設者が法人の場合 ○ 法人の目的に「飼育動物診療」などの記載 ○ 届出時に原本の持ち出しができず写しを提出する場合は、原本と相違ない旨を記載(法人の名称と法人印を押印)
□	エックス線装置概要書 (様式第1号の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ エックス線装置を備えた診療施設は必須 * 定格出力の管電圧が10キロボルト以上で、管電圧が1000キロボルト以上のものを除く
□	エックス線装置の位置を記入した 診療所(室)の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○ できる限り正確な図面
□	エックス線装置を使用する部屋の 遮へい物等の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ できる限り正確な図面
□	エックス線装置における 放射線測定結果書	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファントムを用いた測定結果
□	獣医師免許証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原本 ○ 管理獣医師、診療獣医師すべて * 開業見習い獣医師であっても、診療業務を行う場合は、届出が必要 ○ 管理獣医師が複数の診療施設を兼務する場合 (開設者の住所(所在地)、氏名(名称)、押印が必要です。) * 診療施設には、診療業務中は管理獣医師が必ず常駐する必要があることから、管理を兼務する診療施設の勤務形態について説明する書類 (兼務診療施設の管理が十分行える勤務体制であること)
□	(管理獣医師勤務体制確認書)	

※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について診療所立入審査を行います

獣医療法施行規則に定める具体的な構造設備の基準は次のとおり

- ① 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること
ア 檻・ケージ イ 杭・保定枠等のけい留施設 ウ 動物が自力で開閉できない構造を有した診療施設の扉・窓
- ② 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること
ア 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を隔離して収容する施設 イ 檻・ケージの間に間仕切り板を設置したもの
- ③ 消毒設備を設けること
煮沸消毒器、滅菌手洗器など
※伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物の収容施設を有する場合は、当該設備を消毒するための噴霧器、散霧器などが必要
- ④ 調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること
ア 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと(窓、換気扇及び医薬品貯蔵設備)
イ 冷蔵貯蔵のための設備を設けること(冷蔵庫その他の冷蔵貯蔵ができる設備)
ウ 調剤に必要な器具を備えること(調剤台、はかり、薬匙など)
- ⑤ 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであること・その他の清潔を保つことができる構造であること
(床面から概ね1.2mまでの高さの内壁及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料で覆われていること)
- ⑥ 放射線に関する構造設備(レントゲン室内)の基準は、規則第6条から第6条の11までにさだめるところによること
ア エックス線診療室については、人が常時立ち入る場所における実行線量が1週間につき1mSv(ミリシーベルト)以下であること
イ エックス線診療室には、その旨を示す明確な標識を、目につきやすい場所に掲示すること
※規則第6条の2以降・・・詳細省略

- ※ 不明な点がありましたら、事前に家畜保健衛生所にお問い合わせして下さい
なお、各種様式等は福岡県中央家畜保健衛生所または福岡県庁のHPからもダウンロードできます

<お問い合わせ先>
〒812-0051
福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5
福岡県中央家畜保健衛生所
管理衛生課 獣医事担当 まで

TEL: 092-633-2920
FAX: 092-633-2851